

高等学校等就学支援金について

この制度は、保護者の収入に応じて国から補助金が支給され授業料に充当される制度です。申請をされる方は、下記内容をご確認いただき、手続きをしてください。

(ご家庭が該当するか不明な場合も、申請をする意思のある方は必ず手続きをしてください。)

支給額の判定は、ご提出いただくマイナンバーのデータを元に、千葉県が毎年度行います。(1年生については4月と7月の2回。)マイナンバーが変更になった場合は事務室へ申し出てください。

また、就学支援金の支給までの間に、授業料の納付が難しい場合は事務室へご相談ください。

【所得判定基準額・支給額】

課税所得×6%－調整控除額(※) (※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除額」に3/4を乗じた額)	支給額(月額)
304,200円以上	0円
154,500円以上 304,200円未満	9,900円
154,500円未満	33,000円(満額)

課税所得は、多くの市町村では「課税標準額」の項目の「総所得」と表示されています。

【手続き時期と所得の判定基準】

	手続き時期	所得の判断基準
1回目	高校1年生 4月頃	前年度の課税所得額(一昨年の収入に対する税額)
2回目	高校1年生 6月頃	当年度の課税所得額(前年の収入に対する税額)
3回目	高校2年生 6月頃	当年度の課税所得額(前年の収入に対する税額)
4回目	高校3年生 6月頃	当年度の課税所得額(前年の収入に対する税額)

【就学支援金を申請される方】

文科省が作成しているオンライン申請システム「e-Shien」を利用し、各自で申請をしていただきます。

上記の手続き時期になりましたら、案内文書を配布しますので、そちらをご確認ください。

家族構成の変更等による、手続き時期以外の申請については事務室へご相談ください。

※マイナンバー等を郵送で提出される場合は、簡易書留を使用するなど、個人情報の扱いに十分ご注意ください。